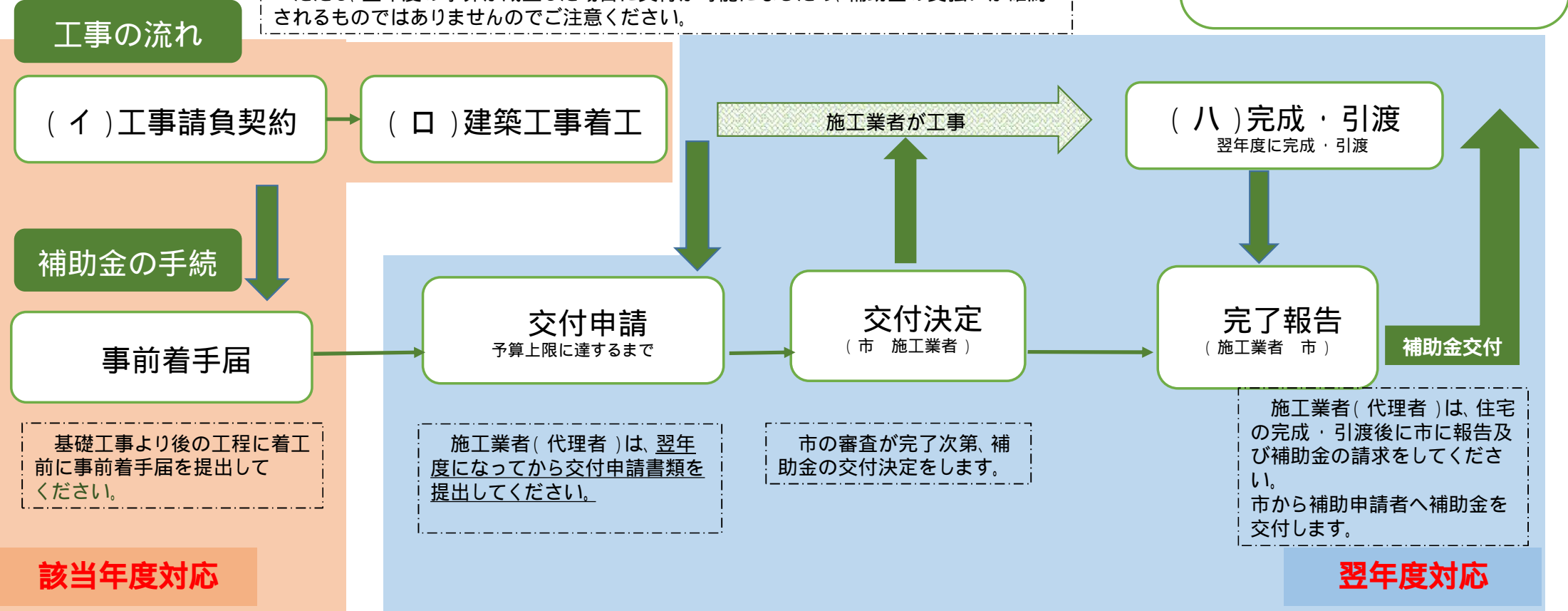


申請の流れ

- ・ 該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・ 年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となります。

(3)年度をまたいで完成する注文住宅の場合
事前着手届を提出する時点で、住宅の完成・引き渡しは予め翌年度になることが分かっている場合

ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。



住宅(物件)毎に手続き